

職員給与規程等の変更について

(案)

平成28年人事院勧告に準じて、以下のとおり職員給与規程等の変更を行うとともに、必要な給与等の精算を実施することとする。

1. 変更する規程

- ・職員給与規程（別紙1）
- ・役員に対する勤勉手当の支給に関する規程（別紙2）

2. 変更に伴う精算

(1) プロパー役職員への精算

- ・上記規程の変更に伴い、平成28年度に支給した給与等の精算を速やかに実施。

(2) 出向負担金の精算

- ・上記規程の変更に伴い、平成29年4月に精算を実施。

以 上

職員給与規程 変更案 新旧対照表

変更前	変更後
<p>第1条～第20条 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在（基準日前1ヶ月以内に退職又は解雇（懲戒解雇は除く。）にあっては、退職又は解雇した日。）において職員が受けるべき本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を勤勉手当基礎額として、別表3に定める期間率及び次の各号に掲げる成績率を乗じて得た額を支給する（第4条別表2の適用を受ける職員については、別表4に定める額に期間率を乗じて得た額を支給する）。この場合において、支給する勤勉手当の総額は、職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の<u>80</u>（第4条別表2の適用を受ける職員を除く。）を乗じて得た額の総額を超えない範囲とする。</p> <p>一 直近の評定（基準日以前における直近の能力評価及び業績評価をいう。以下同じ。）が特に優秀である職員 100分の<u>99</u>以上100分の<u>160</u>以下</p> <p>二 直近の評定が優秀である職員 100分の<u>88</u>以上100分の<u>99</u>未満</p> <p>三 直近の評定が良好である職員 100分の<u>77</u></p> <p>四 直近の評定が良好でない職員 100分の<u>77</u>未満</p> <p>4 (略)</p>	<p>第1条～第20条 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在（基準日前1ヶ月以内に退職又は解雇（懲戒解雇は除く。）にあっては、退職又は解雇した日。）において職員が受けるべき本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を勤勉手当基礎額として、別表3に定める期間率及び次の各号に掲げる成績率を乗じて得た額を支給する（第4条別表2の適用を受ける職員については、別表4に定める額に期間率を乗じて得た額を支給する）。この場合において、支給する勤勉手当の総額は、職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の<u>85</u>（第4条別表2の適用を受ける職員を除く。）を乗じて得た額の総額を超えない範囲とする。</p> <p>一 直近の評定（基準日以前における直近の能力評価及び業績評価をいう。以下同じ。）が特に優秀である職員 100分の<u>105</u>以上100分の<u>170</u>以下</p> <p>二 直近の評定が優秀である職員 100分の<u>93.5</u>以上100分の<u>105</u>未満</p> <p>三 直近の評定が良好である職員 100分の<u>82</u></p> <p>四 直近の評定が良好でない職員 100分の<u>82</u>未満</p> <p>4 (略)</p>

第22条～第23条 (略)

別表1
本給表(一)

職務の級	1級	2級	3級	4級
号俸	本給	本給	本給	本給
1	<u>190,200円</u>	<u>226,400円</u>	<u>259,900円</u>	<u>297,200円</u>
2	<u>192,000</u>	<u>228,000</u>	<u>261,900</u>	<u>299,500</u>
3	<u>193,800</u>	<u>229,500</u>	<u>263,700</u>	<u>301,800</u>
4	<u>195,600</u>	<u>231,100</u>	<u>265,800</u>	<u>303,900</u>
5	<u>197,200</u>	<u>232,600</u>	<u>267,700</u>	<u>306,200</u>
6	<u>199,000</u>	<u>234,300</u>	<u>269,600</u>	<u>308,400</u>
7	<u>200,800</u>	<u>235,800</u>	<u>271,600</u>	<u>310,700</u>
8	<u>202,600</u>	<u>237,400</u>	<u>273,700</u>	<u>312,900</u>
9	<u>204,300</u>	<u>238,900</u>	<u>275,800</u>	<u>315,000</u>
10	<u>206,100</u>	<u>240,400</u>	<u>277,800</u>	<u>317,200</u>
11	<u>207,900</u>	<u>242,000</u>	<u>279,900</u>	<u>319,300</u>
12	<u>209,700</u>	<u>243,500</u>	<u>282,000</u>	<u>321,400</u>
13	<u>211,100</u>	<u>245,000</u>	<u>284,000</u>	<u>323,400</u>
14	<u>212,900</u>	<u>246,500</u>	<u>286,100</u>	<u>325,500</u>
15	<u>214,600</u>	<u>247,900</u>	<u>288,100</u>	<u>327,500</u>
16	<u>216,400</u>	<u>249,300</u>	<u>290,200</u>	<u>329,500</u>
17	<u>218,100</u>	<u>250,800</u>	<u>292,200</u>	<u>331,600</u>
18	<u>219,800</u>	<u>252,600</u>	<u>294,200</u>	<u>333,600</u>

第22条～第23条 (略)

別表1
本給表(一)

職務の級	1級	2級	3級	4級
号俸	本給	本給	本給	本給
1	<u>191,700円</u>	<u>227,900円</u>	<u>261,100円</u>	<u>298,000円</u>
2	<u>193,500</u>	<u>229,500</u>	<u>263,000</u>	<u>300,300</u>
3	<u>195,300</u>	<u>231,000</u>	<u>264,800</u>	<u>302,500</u>
4	<u>197,100</u>	<u>232,600</u>	<u>266,900</u>	<u>304,600</u>
5	<u>198,700</u>	<u>234,100</u>	<u>268,700</u>	<u>306,900</u>
6	<u>200,500</u>	<u>235,800</u>	<u>270,600</u>	<u>309,100</u>
7	<u>202,300</u>	<u>237,300</u>	<u>272,500</u>	<u>311,400</u>
8	<u>204,100</u>	<u>238,900</u>	<u>274,600</u>	<u>313,500</u>
9	<u>205,800</u>	<u>240,300</u>	<u>276,700</u>	<u>315,600</u>
10	<u>207,600</u>	<u>241,800</u>	<u>278,700</u>	<u>317,800</u>
11	<u>209,400</u>	<u>243,400</u>	<u>280,800</u>	<u>319,900</u>
12	<u>211,200</u>	<u>244,800</u>	<u>282,800</u>	<u>322,000</u>
13	<u>212,600</u>	<u>246,300</u>	<u>284,800</u>	<u>324,000</u>
14	<u>214,400</u>	<u>247,800</u>	<u>286,900</u>	<u>326,100</u>
15	<u>216,100</u>	<u>249,100</u>	<u>288,900</u>	<u>328,100</u>
16	<u>217,900</u>	<u>250,500</u>	<u>290,900</u>	<u>330,000</u>
17	<u>219,600</u>	<u>252,000</u>	<u>292,900</u>	<u>332,100</u>
18	<u>221,300</u>	<u>253,700</u>	<u>294,900</u>	<u>334,100</u>

19	<u>221,400</u>	<u>254,300</u>	<u>296,300</u>	<u>335,700</u>
20	<u>223,000</u>	<u>256,100</u>	<u>298,300</u>	<u>337,300</u>

※この表は、別表2の適用者以外の職員に適用する。

別表2 (略)

別表3 (略)

別表4

職務の 級	勤勉手当			
	特に優秀	優秀	良好	良好でない
5級	<u>1,382</u> 千円	<u>1,276</u> 千円	<u>1,170</u> 千円	<u>1,063</u> 千円
6級	<u>1,701</u>	<u>1,542</u>	<u>1,382</u>	<u>1,223</u>
7級	<u>2,127</u>	<u>1,914</u>	<u>1,701</u>	<u>1,489</u>
8級	<u>2,658</u>	<u>2,392</u>	<u>2,127</u>	<u>1,861</u>

※この表の適用者の勤勉手当は、業績評価及び能力評価に基づき4段階の中から決定（別表3に定める期間率を乗じる特に増額の必要があると認められた場合

附則 (略)

附則（平成27年7月15日） (略)

附則（平成27年9月2日） (略)

附則（平成28年4月1日） (略)

19	<u>222,900</u>	<u>255,400</u>	<u>297,000</u>	<u>336,200</u>
20	<u>224,500</u>	<u>257,200</u>	<u>299,000</u>	<u>337,700</u>

※この表は、別表2の適用者以外の職員に適用する。

別表2 (略)

別表3 (略)

別表4

職務の 級	勤勉手当			
	特に優秀	優秀	良好	良好でない
5級	<u>1,415</u> 千円	<u>1,307</u> 千円	<u>1,198</u> 千円	<u>1,089</u> 千円
6級	<u>1,742</u>	<u>1,579</u>	<u>1,415</u>	<u>1,253</u>
7級	<u>2,178</u>	<u>1,960</u>	<u>1,742</u>	<u>1,525</u>
8級	<u>2,722</u>	<u>2,449</u>	<u>2,178</u>	<u>1,906</u>

※この表の適用者の勤勉手当は、業績評価及び能力評価に基づき4段階の中から決定（別表3に定める期間率を乗じる特に増額の必要があると認められた場合

附則 (略)

附則（平成27年7月15日） (略)

附則（平成27年9月2日） (略)

附則（平成28年4月1日） (略)

附則（平成29年2月 日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成29年2月 日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

（勤勉手当に関する特例）

第2条 平成28年6月に支給する勤勉手当に関する第21条第3項の規定については、以下のとおり、それぞれ読み替えて適用する。

一 柱書 「100分の85」とあるのを「100分の80」と読み替える。

二 第1号 「100分の105以上100分の170以下」とあるのを「100分の99以上100分の160以下」と読み替える。

三 第2号 「100分の93.5以上100分の105未満」とあるのを「100分の88以上100分99未満」と読み替える。

四 第3号 「100分の82」とあるのを「100分の77」と読み替える。

五 第4号 「100分の82未満」とあるのを「100分の77未満」と読み替える。

2 平成28年12月に支給する勤勉手当に関する第21条第3項の規定については、以下のとおり、それぞれ読み替えて適用する。

一 柱書 「100分の85」とあるのを「100分の90」と読み替える。

二 第1号 「100分の105以上100分の170以下」とあるのを「100分の112以上100分の180以下」と読み替える。

三 第2号 「100分の93.5以上100分の105未満」とあるのを「100分の93.5以上100分の105未満」と読み替える。

電力広域的運営推進機関

とあるのを「100分の99.5以上100分112未満」と読み替える。

四 第3号 「100分の82」とあるのを「100分の87」と読み替える。

五 第4号 「100分の82未満」とあるのを「100分の87未満」と読み替える。

電力広域的運営推進機関

変 更 前	変 更 後												
<p>第1条 (略)</p> <p>(勤勉手当の額)</p> <p>第2条 手当の額は、それぞれの基準日現在(離職し、又は死亡したときは、離職し、又は死亡した日現在)において役員が受けるべき本給及び地域手当の月額並びに本給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、別表に基づき、理事長については理事会が決定した支給割合、理事については理事長が決定した支給割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。</p> <p>一 6か月 100分の100</p> <p>二 5か月以上6か月未満 100分の80</p> <p>三 3か月以上5か月未満 100分の60</p> <p>四 3か月未満 100分の30</p> <p>2 (略)</p> <p>別表 勤勉手当の支給割合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">優秀</td> <td>100分の175以下、 100分の95以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">良好</td> <td>100分の82.5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">良好でない</td> <td>100分の82.5未満</td> </tr> </table> <p>第3条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>	優秀	100分の 175 以下、 100分の 95 以上	良好	100分の 82.5	良好でない	100分の 82.5 未満	<p>第1条 (略)</p> <p>(勤勉手当の額)</p> <p>第2条 (同左)</p> <p>一～四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表 勤勉手当の支給割合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">優秀</td> <td>100分の185以下、 100分の101以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">良好</td> <td>100分の87.5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">良好でない</td> <td>100分の87.5未満</td> </tr> </table> <p>第3条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>	優秀	100分の 185 以下、 100分の 101 以上	良好	100分の 87.5	良好でない	100分の 87.5 未満
優秀	100分の 175 以下、 100分の 95 以上												
良好	100分の 82.5												
良好でない	100分の 82.5 未満												
優秀	100分の 185 以下、 100分の 101 以上												
良好	100分の 87.5												
良好でない	100分の 87.5 未満												

附則（平成28年3月23日）（略）

附則（平成28年3月23日）（略）

附則（平成29年2月 日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成29年2月 日から施行し、平成28年4月1日に遡って適用する。

（平成28年度の支給額に関する特例）

第2条 平成28年6月に支給する勤勉手当に関する第2条第1項の規定については、以下のとおり、別表を読み替えて適用する。

別表（読み替え後）

優秀	100分の175以下、 100分の95以上
良好	100分の82.5
良好でない	100分の82.5未満

2 平成28年12月に支給する勤勉手当に関する第2条第1項の規定については、以下のとおり、別表を読み替えて適用する。

別表（読み替え後）

優秀	100分の195以下、 100分の106.5以上
良好	100分の92.5
良好でない	100分の92.5未満